

## 西置賜行政組合火災予防条例の一部が改正されました。

### ～ 簡易サウナ設備 ～

近年のサウナブームを背景に、テントやバレル（木製樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置したサウナ設備が屋外や建物の屋上などに設置される事例が全国で増加しています。

従前の基準は、浴場など建物内に放熱設備を設置することを想定した内容となっていたため、簡易サウナ設備の基準を規定しました。



テント型サウナ



バレル型サウナ

#### 簡易サウナ設備基準の概要

- (1) 建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。  
※ 薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することで、上記の装置に代えることができる。
- (3) 薪を燃料とする簡易サウナ設備にあつては、不燃材料で造った「たき殻受け」を敷設すること。
- (4) 簡易サウナ設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (5) 製品の取扱説明書等に沿って適切な方法で使用することや、強風時には使用しないようにすること。

**個人が設置するものを除き、所轄消防長又は消防署長に届出が必要です。**

#### - お問い合わせ -

消防本部 予防課  
(0238) 88-1797

消防署 予防係  
(0238) 88-1213

白鷹分署予防係  
(0238) 85-5242

飯豊分署予防係  
(0238) 72-2222

小国分署予防係  
(0238) 62-2154

